

○特別研究助成細則

昭和56年12月2日

制定

改正 平成16年4月1日

平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成25年4月1日

平成27年4月1日

令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、駒澤大学特別研究助成及び出版助成に関する規程（以下「規程」という。）第5条第3項に基づき、研究助成金を適正に交付するために、必要な事項を定める。

(助成の対象)

第2条 次の各号の一に該当する場合は、研究助成の対象とならない。

- (1) 研究助成を申請した者が文部科学省又は日本学術振興会の科学研究費補助金（以下「科研費」という。）の交付を受けた場合。ただし、研究分担者については、この限りでない。
- (2) 駒澤大学在外研究員又は国外自費留学生が当該年度又は次年度の研究助成を申請した場合
- (3) 同一人が個人研究及び共同研究（研究分担者は除く。）の研究助成に重複申請した場合
- (4) 研究助成が採択された年度の次の年度から3年を経過しない場合。ただし、研究分担者については、この限りでない。

(申請手続)

第3条 研究助成を受けようとする者は、当該学部長等又は大学院法曹養成研究科長に所定の計画調書を提出しなければならない。

(推薦)

第4条 当該学部長等又は大学院法曹養成研究科長は、前条の規定により提出された計画調書に基づき、学部等教授会又は法科大学院研究科教授会の議を経て、特別研究助成運営委員会（以下「委員会」という。）が指定する日までに同委員会に推薦するものとする。

(助成の決定)

第5条 委員会は、前条の推薦があったときは、当該推薦に係る書類等を審査し、審査結果を学長に報告する。

2 学長は、前項の審査結果について適當であると認めた場合には、助成金の交付を決定する。

(助成の取消しとこれに伴う措置)

第6条 研究助成を受けている者が、科研費の採択・交付を受けた場合には、学長は、第2条第1項第1号の規定に基づき、研究助成を取り消すものとする。

2 学長は、前項の場合、助成金の執行を停止し、すでに執行した助成金の返還を求めるものとする。ただし、委員会の議を経て、学長がその意見を聴き、助成金の返還が困難だと認める場合には、科研費採択の確定日前に執行した助成金の返還を免除することができる。

3 学長は、前項の場合、研究助成金の執行状況につき報告を求めるものとする。

(使途の報告)

第7条 研究助成を受けた者は、規程第9条第1項の規定に基づき、計画調書にしたがって研究を遂行したのち、助成金の使途報告書及び領収書を所定の期日までに委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の報告に基づき収支報告の審査を行い、その結果を学長に報告する。

(図書等の登録)

第8条 研究助成を受けた者が、助成金をもって図書を購入したときは、学校法人駒澤大学図書調達管理規程に従い登録し、備品を購入したときは、学校法人駒澤大学固定資産及び物品管理規程に従い登録する。

(研究助成の明記)

第9条 研究助成金を受けた者が、研究成果を公表するにあたっては、研究助成を受けた年度を付して駒澤大学特別研究助成による研究である旨を明記しなければならない。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この細則は、昭和56年12月2日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。